

# 都市ガス利用促進割引契約

( 付 帯 契 約 )

平成30年9月1日実施

花巻ガス株式会社

## 目 次

1. はじめに	1
2. 用語の定義	1
3. 割引種別	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 割引額等	1
7. 適用条件	2
8. その他	2
付 則	3
別 表	
割引種別、割引率及び契約期間	5

## 1. はじめに

この割引契約は、当社が別に定めるガス小売約款または選択約款（以下「主契約」といいます。）とあわせて適用いたします。

## 2. 用語の定義

- (1)「主契約」… この付帯契約の適用対象となる当社のガス小売約款または選択約款をいいます。
- (2)「一般住宅」… ガスを使用する建物ごとの区分を定める件（昭和 60 年通商産業省告示第 461 号）第 1 条の表に定める建物区分のうち、一般住宅の建物区分に該当する建物。
- (3)「給湯機器」… エネルギー源としてガスを使用して温水を作り給湯する機能を有する燃焼機器（ガスの消費量が 12 キロワットを超えるもの）をいい、湯沸器、給湯器、ふろ給湯器をいいます。ただし、BF ふろは含みません。
- (4)「燃料転換」… 熱源として使用している燃料（電気、灯油、プロパンガス等）を都市ガスに切替えることをいいます。
- (5) その他の用語については、主契約の「用語の定義」のとおりといたします。

## 3. 割引種別

この付帯割引種別は、次のとおりです。

- (1) 新規割引
- (2) 給湯機器燃転割引

## 4. 適用条件

お客さまが一般住宅で主契約を締結したうえで次の条件を満たす場合には、当社に対してこの付帯契約の適用を申し込むことができます。

- (1) 新規割引  
建物の新築（新規建売住宅を含む）や、都市ガスを使用していない建物で燃料転換等により新たにガスメーターを設置して都市ガスを使用する場合、若しくは既に都市ガスを使用している建物を建て替え、その後も継続して都市ガスを使用する場合。
- (2) 給湯機器燃転割引  
給湯機器以外で都市ガスを使用している建物で、新たに給湯機器を燃料転換して使用する場合。ただし、(1) 新築割引と (2) 燃転割引を重複して適用することはできません。

## 5. 契約の締結

- (1) この付帯契約を申し込む方は、あらかじめこの付帯契約を承諾のうえ当社と契約していただきます。
- (2) 契約期間は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」）以降最初の定例検針日の翌日から 36 か月目の定例検針時までといたします。
- (3) 主契約を解約した場合は、当該解約の日をもって付帯契約の解約の期日といたします。

## 6. 割引額等

- (1) 割引額は、割引種別の区分に応じて別表に定めます。
- (2) 割引額に1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てます。
- (3) 付帯契約の契約期間における主契約の早収料金は、早収料金から(1)に定める割引額を差し引いた額といたします。

## 7. 適用条件の確認

- (1) 当社は、適用条件が4に適合しているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、機器の設置・使用場所への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの付帯契約の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの付帯契約を解約いたします。
- (2) お客様は、適用条件が4に適合しないこととなった場合は、直ちにその旨を当社へ連絡していただきます。

## 8. その他

その他の事項については、主契約の各約款を適用いたします。

## 付 則

### 1. 本付帯契約の実施期日

本付帯契約は、平成30年9月1日から実施いたします。

(別 表)

### 割引種別、割引率及び契約期間

この付帯契約で定める割引種別、割引率及び契約期間は次のとおりといたします。

割引種別		割引率（1か月につき）	契約期間
新規割引	厨房機器のみ使用	主契約のガス料金（早収料金）× 5%	36か月
	それ以外	主契約のガス料金（早収料金）× 10%	36か月
給湯機器燃転割引		主契約のガス料金（早収料金）× 10%	36か月